感企第3812号

令和４年12月26日

障がい者施設等管理者　様

大阪府福祉部長

大阪府健康医療部長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたご対応について

　日頃から府政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

　新型コロナウイルス感染症については、令和４年12月13日に新規陽性者数が約３か月ぶりに10,000人を超え、また、クラスター発生数も１週間に100施設を超えるなど、高齢者施設等においてもクラスター発生は再び増加傾向にあります。

大阪府では、１日当たり新規陽性者数が急増しており、病床使用率も50％に達したことから、府内の感染状況を示す基準である「大阪モデル」が「非常事態」（赤信号）に移行しました。医療提供体制を維持するため、今後も引き続き感染予防・感染拡大対策の取組みが必要です。

大阪府における入院・療養の考え方については、引き続き下記１．のとおりとしています。

これまでも、施設における感染症対策の徹底と協力医療機関への働きかけ等による新型コロナ治療体制の確保についてお願いしてきているところですが、下記２．～４．の取組みもご活用いただき、施設における新型コロナウイルス感染症のご対応を改めてよろしくお願いいたします。

記

**１．府における入院・療養の考え方と感染拡大時の入院対象について**

高齢者施設等において陽性者が発生した際の対応の考え方については、引き続き早期の重症化予防治療と、軽症の場合は施設内での療養を基本としています。また、府における入院対象は、以下の取扱いとしており、施設におきましても、症状や施設の状況を勘案して医療需要の高い方から優先的に入院調整することとしております（対象に該当しても、病床のひっ迫状況などにより施設内療養等をお願いする場合があります）。

感染拡大期の患者への治療機会を最大限確保するため、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

＜府における入院・療養の考え方（感染拡大期の入院対象）＞

・原則として中等症Ⅱ及び中等症Ⅰの患者とする

　　中等症Ⅱ：SpO2 ≦ 93%または酸素投与が必要な患者

　　中等症Ⅰ：93％ <SpO2 < 96%または肺炎所見ありの患者

　※上記に該当しない患者でも、中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする患者は医師の判断により入院の対象。

　　例）「診療の手引き」記載の重症化リスク因子に掲げられている疾患で入院治療が必要な方

　※上記に関わらず、リスク因子のない中等症Ⅰは、診療型宿泊療養施設、臨時の医療施設、宿泊療養施設、自宅や施設等での療養（通院を含む）を検討。

　・隔離解除前であってコロナの入院治療が終われば、医師が退院可能の判断を行う。

　　退院後は管轄の保健所が療養継続を実施。

　・目的が患者の隔離のみの場合は入院の対象としない。

**２．高齢者施設等における協力医療機関等の治療について**

　　施設内での速やかな重症化予防治療の実施のため、コロナ治療の対応可能な協力医療機関を既に確保されている高齢者施設等においても、協力医療機関で初期治療の速やかな実施が困難である等の場合は、次の専用窓口をご活用ください。

（専用窓口）　※詳細な連絡先は別紙をご覧ください。

　保健所往診専用ホットライン

　大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム（OCRT）の高齢者施設等（入所）専用ダイヤル

**３．高齢者施設等における新型コロナワクチン接種の実施について**

　　ワクチンによる重症化予防効果を高めるため、貴施設の入所者等への速やかなワクチン接種の実施をお願いします。

　　なお、本府では高齢者施設等におけるオミクロン株対応ワクチンの接種促進のため、巡回接種や接種券の代行手配を実施しています。ご活用にあたっては、下記URLに記載の問合せ先までご連絡ください。

（参考ＵＲＬ）

　　　高齢者施設等向け特設サイト（府巡回接種チームの創設・接種券の代行手配）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansensho/vaccine/daikou_junnkai.html>

**４．高齢者施設等の従事者等に対する抗原定性検査キットを活用した定期検査**

　　入所系・居住系の高齢者施設等の従事者及び出入業者を対象とする抗原定性検査キットによる３日に１回の定期検査についてお申込みいただき、従事者等への積極的な受検を勧めていただきますよう改めてお願いいたします。

なお、受検の有無や結果に関わらず、有症状時は施設での従事を控えていただきますようお願いいたします。

　（参考ＵＲＬ）高齢者施設等（入所系・居住系）の従事者等への定期検査について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kougen_kensa.html>

**【参考添付】**

　高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策について（令和４年12月６日付感企第3596号）

【問合せ先】

・「患者の入院・療養」に関すること

「施設等におけるクラスターへの対応」に関すること

　　 各管轄保健所にご連絡ください

・障がい者施設等における感染拡大防止に関すること

　　　生活基盤推進課 指定・指導グループ　電話：06-6944-6026（直通）

・大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム（OCRT）に関すること

感染症対策企画課 個別事象対応グループ　電話：06-6944-9156（直通）

（※陽性患者発生時の対応や入院・療養については各管轄保健所に連絡ください。）

・高齢者施設等の新型コロナワクチン接種に関すること

　　　ワクチン接種推進課市町村支援グループ　電話：06-4397-3542

・抗原キット定期検査に関すること

大阪府コールセンター　電話：06-7166-9988

＜開設時間：午前９時～午後６時 （土日・祝日も対応）＞